

業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 泊ふ頭地下駐車場泡消化剤取替業務委託
- 2 履行場所 泊ふ頭地下駐車場
- 3 履行期間 契約締結日の翌日 から
令和4年12月23日 まで
- 4 業務委託料 ￥ ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)
- 5 契約保証金

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

発注者 住 所 沖縄県那覇市通堂町2番1号
氏 名 那覇港管理組合管理者 玉城 康裕

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、特記仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 甲は、乙がこの契約に基づき作成したすべての成果品（以下「成果品」という。）を甲の使用に関する限り自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約の履行により知り得た業務の内容を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、成果品を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

(記録の確認)

第4条 甲及び乙は、業務の履行にあたり、主たる指示、承諾及び協議内容等を記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(委託業務の調査等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、又は報告を求めることができるものとする。

(業務内容の変更)

第6条 甲は、必要に応じ委託業務の内容を変更することができるものとする。この場合において、委託金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して決めるものとする。

(履行期限の延長)

第7条 乙は、乙の責に帰することができない理由により履行期限までに委託業務を完了できないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付し、履行期限の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、甲乙協議して決めるものとする。

(貸与品等)

第8条 甲は、乙が委託業務を履行するために必要なデータ、その他の資料等を乙に貸与するものとする。

2 乙は、前項に規定するデータ、その他の資料等を委託業務以外の目的に使用することなく、契約終了時まで善良な管理のもとに保管し、契約終了時に甲に返還するものとする。ただし、甲の承認又は指示があったものについては、この限りではない。

(施設等の利用)

第9条 甲は、委託業務の履行に要する甲の施設、機器、備品等（以下「施設等」という。）を乙の利用に供するものとする。

2 乙は、前項の規定による施設等の利用にあたっては、当該施設等の管理者の指示に従い、常に善良な利用者としての注意義務を払うものとする。

(検査)

第10条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に規定する通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修正して甲の検査を受けなければならない。

4 前3項は中間払い等にも適用する。

(業務委託料の支払い)

第11条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、乙が契約の解除を申し出たときは、契約を解除することができる。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

第13条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条第1項及び第2項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第14条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約外の事項)

第 15 条 この契約書及び特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。